

世帯主各位

狭山市保険年金課

平素は、国民健康保険の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和7年度国民健康保険税の納税通知書を送付いたします。納税通知書に記載された国民健康保険税額をご確認いただき、納付期限内のご納付をお願い申し上げます。

国民健康保険（国保）は、加入者が国民健康保険税（保険税）を出し合う相互扶助の保険制度であり、保険税は安心して医療を受けるための重要な財源となっております。しかしながら、国保の財政状況は加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより1人当たりの医療費は増加する一方であり、加入者の減少により保険税の収入も減少し、赤字が拡大しております。

本市では、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、令和8年度に税率等の改定を予定しておりますが、併せて、特定健診の受診率の向上やジェネリック医薬品の利用促進などにより、医療費の抑制に努めてまいりますので、引き続き国民健康保険事業にご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、下記の「国民健康保険税の概要」や同封の「こくほガイド」では、国保の制度についての情報を掲載しておりますので、ご活用ください。

国民健康保険税の概要

1 保険税の算定と納付方法などについて

保険税は、基礎課税額（①医療分）に、後期高齢者支援金等課税額（②支援金等分）と介護納付金課税額（③介護分）を合算し、世帯の年間保険税額として算定されます。

(1) 令和7年度国民健康保険税の税率について []内は令和6年度

	課税対象額(基準対象額)	①医療分	②支援金等分	③介護分※2
所得割額	令和6年分の所得金額から基礎控除額※1を差し引いた金額	6.79%	2.72%	2.36%
資産割額	土地・家屋にかかる令和7年度の固定資産税額(都市計画税は除く)	10%	なし	なし
均等割額	加入者1人につき	22,700円	15,900円	17,100円
平等割額	1世帯につき	5,000円	なし	なし
賦課限度額		65万円	24万円 [22万円]	17万円

※1 基礎控除額は43万円です。

※2 介護分は、40歳から64歳までの国保加入者が対象です。

※3 年度途中に加入する場合は、国保の資格取得日の属する月から、脱退する場合は、国保の資格喪失日の属する前月までの月割計算となります。



狭山市ホームページ
保険税の算定と納付について

(2) 保険税の納税義務者

保険税の納税義務者は原則、世帯主（国保に加入していない場合も含む。）であり、世帯に国保加入者がいる場合、納税通知書は世帯主宛に送付します。

なお、保険税の税額は、国保加入者の前年所得で算定します。

(3) 保険税の納付額及び納付方法について

納付方法は、保険税の徴収方法が「口座振替」または「特別徴収」でない場合は、納税通知書に同封した納付書を使用し、金融機関やコンビニエンスストアで納付いただくか、スマートフォンアプリによる決済サービスをご利用ください。

※同封の「市税等の納付は口座振替が便利です」をご覧ください。

(4) 所得の申告について

保険税の算定には、16歳以上の国保加入者全員の前年所得が必要です。

また、申告をしていない場合は、高額療養費の限度額が上位所得者として扱われてしまいますので、所得がなかった場合でも必ず所得の申告をお願いします。

所得の申告方法については、市民税課へお問い合わせください。

(5) 保険税の納付相談について

未納期間に応じて督促状の送付対象となるほか、医療機関での窓口負担が10割になる場合や、さらには、財産の差し押さえが行われる可能性もあります。災害など特別な事情によって保険税の納付が困難な場合は、申請により分割納付が可能な場合がありますので、滞納状態を放置せず、収税課へご相談ください。

2 保険税の軽減及び減免制度について

所得が一定以下の世帯や、解雇等により国保に加入された方には、負担の軽減を図るための保険税の軽減や減免制度があります。詳しくは保険年金課へお問い合わせください。



狭山市ホームページ

保険税の軽減及び減免制度について

(1) 所得が一定以下の世帯に対する軽減制度

世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者※¹の課税年度の前年所得合計額が下記の判定基準額以下の場合は、均等割額と平等割額が軽減されます。

未申告世帯には、軽減制度が適用されませんので、収入がない方も必ず申告をしてください。

※令和7年度の **5割・2割軽減**の所得の軽減判定基準額を引き上げ、**軽減対象を拡大**しました。

軽減割合	判定基準額（ <u> </u> 部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します）	申請
7割	43万円+10万円×（年金・給与所得者の数※ ² −1）以下	不要
5割	43万円+（30万5千円×国保加入者数及び特定同一世帯所属者数※ ¹ ） +10万円×（年金・給与所得者の数※ ² −1）以下	
2割	43万円+（56万×国保加入者数及び特定同一世帯所属者数※ ¹ ） +10万円×（年金・給与所得者の数※ ² −1）以下	

※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属する方

※2 同一世帯員のうち、給与所得がある方（給与収入が55万円超）または、公的年金等所得がある方（公的年金収入が令和7年1月1日時点で65歳以上は125万円超、65歳未満は60万円超）の数です。

(2) 倒産や解雇などで失業された方(非自発的失業者)に対する軽減制度

対象となる方	軽減の内容	申請
特定受給資格者または特定理由離職者として雇用保険を受給される、離職時の年齢が65歳未満の方	離職日の翌日から最長で2年度、対象者の給与所得を100分の30として算定	要(雇用保険受給資格者証等)

※雇用保険受給資格者証（特例受給資格者証を除く）又は雇用保険受給資格通知の離職理由の欄に、

【11、12、21、22、23、31、32、33、34】のいずれかのコードが記載されている方が対象です。

(3) 後期高齢者医療制度移行に伴う軽減制度

対象となる方	軽減の内容	申請
後期高齢者医療制度に移行する方がいることで、国保加入者が1人となる世帯	<u>5年間は平等割額を2分の1軽減し、5年経過後の3年間は、4分の1を軽減</u>	不要
社会保険等から後期高齢者医療制度に移行される方の65歳以上の被扶養者で、国保に加入する方	<u>当分の間、所得割額と資産割額を課税せず、2年間は均等割額を2分の1軽減し、国保加入者が1人の場合、平等割額も2分の1を軽減</u>	

(4) 災害や生活困窮世帯に対する保険税及び医療費の一部負担金の減免制度

下記に掲げる事項に該当し、特別な事情があると認められる場合に、申請により具体的な事情を調査し、その結果、保険税や一部負担金の減免が受けられる場合があります。

※減免については原則として未到来の納期限の税額が対象です。

保険税の減免	一部負担金の減免
・事業の倒産や病気等で現年の所得が激減した場合(諸要件有)。 ・生活保護法による生活扶助を受給している場合。 ・災害等により住居又は家財に損害を受けた場合(諸要件有)。 ・刑事施設などの施設に収監された場合。 ・生活保護法に基づく要保護の世帯と同等の場合。	・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、心身に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けた場合。 ・干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由により収入が減少した場合。 ・事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した場合。

(5) 未就学児に係る均等割軽減制度

未就学児に係る均等割額が5割軽減されます。所得が一定以下の世帯に対する軽減制度（前年所得合計額に応じて、申請不要で均等割額と平等割額を軽減）が適用される場合は、その軽減後の均等割額からさらに軽減されます。この軽減を受けるための申請は不要です。

(6) 産前産後期間の軽減制度

子育て世代の負担軽減を目的とし、出産する（出産した）被保険者に係る保険税（所得割額及び均等割額）が軽減される制度です。軽減を受けるためには届出が必要です。

3 よくあるご質問（Q&A）

- Q1 6月に75歳になり後期高齢者医療制度の被保険者となりました。後期高齢者医療と国保のそれぞれから納付書が届いたのはなぜですか？
- A1 75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者に移行するため、6月からは後期高齢者医療の保険料の納入通知書が送付されます。また、誕生月の前月までは国保の被保険者であるため、4月・5月の2カ月分の保険税の納税通知書を同時期に送付します。なお、世帯に国保加入者がいる場合は、その方の1年分と合算して、保険税額を8期で均等に分割しています。
- Q2 納付書が同封されていない（または途中までの期割しか入っていない）のですが、どのように支払えば良いですか？
- A2 口座振替による納付の場合は、納付書は同封されていません。また、年度の途中で世帯全員が喪失する（喪失した）場合は、必要な分だけを計算して納付書を同封しています。なお、特別徴収（年金天引き）が始まる方も、納付書は途中までのものとなります。特別徴収が始まる方には別紙ご案内

内（黄色い用紙）を同封していますので、ご確認ください。

Q3 特別徴収（年金天引き）から普通徴収（納付書または口座振替）に変更になったのはなぜですか？

A3 特別徴収については、年度ごとに状況を確認し判定します。下記の①から④のすべてに該当する場合は特別徴収となりますが、一つでも該当しない場合は普通徴収に変更されます。また、世帯主が年度の途中で 75 歳に到達する場合も特別徴収ができないため、普通徴収に変更されます。

- ① 世帯主が国保加入者であること。
- ② 世帯内の国保加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満であること。
- ③ 特別徴収の対象となる年金が年額 18 万円以上であること。
- ④ 保険税と介護保険料の合計額が年金額※の 2 分の 1 以下の金額であること。



狭山市ホームページ
特別徴収について

※二つ以上の年金を受給中の場合は、法律が定める優先順位によりその一つが天引きの対象となります。
(例えば老齢基礎と老齢厚生を受給中の場合は、老齢基礎が天引きの対象となります。)

4 国保からのお知らせ

(1) 限度額適用認定証の申請について

令和 7 年 8 月 1 日以降に限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）を継続して利用する予定の方は、7 月 22 日以降に保険年金課でのお手続きが必要です。

- 【必要書類】
- ・国民健康保険の資格情報を確認できる書類（資格確認書等）
 - ・お持ちの限度額適用認定証
 - ・代理人による申請の場合は委任状及び代理人の本人確認書類

※マイナ保険証に対応している医療機関では、マイナナンバーカードを認定証として利用可能ですので、マイナ保険証をお持ちの方は、限度額適用認定証の申請は不要です。

※所得の申告をしていない場合や保険税を滞納すると、限度額適用認定証の発行ができません。

(2) 特定健康診査を受けましょう ～40 歳以上 75 歳未満の方へ～

生活習慣病を早期に発見し、健康を維持していくために「特定健康診査」を行っています。受診券は、5 月上旬に対象者に発送しましたので、詳しくはそちらをご覧ください。

特定健康診査を受けてご自分の健康状態を知り、生活習慣を振り返るきっかけとしてお役立てください。

【受診期限】 令和 8 年 1 月 31 日（土） または受診券に記載の有効期限

※ 令和 7 年 3 月 1 日以降に国保に加入された方には加入した月の 2 カ月後に受診券を発送いたします。

【費用】 無料

【予約申込先】 指定医療機関か保健センター

<<お問い合わせ>> 狭山市役所 04-2953-1111(代表)

- 国保に関すること・・・・・・・・・・保険年金課(内線 1051～1054、1059、1061)
- 保険税の納付・納付相談に関すること・収税課 (内線 1074～1076)
- 所得の申告に関すること・・・・・・・・市民税課 (内線 1091、1094、1095)

各種手続きや制度の詳細については狭山市のホームページをご覧ください。

